

## 「勤労者皆保険」って何？～2024年10月の社会保険適用拡大について～

2022年12月16日、全世代型社会保障構築会議による報告がなされました。今後の社会保障制度について、目指すべき将来の方向性、基本理念、各分野の改革の方向性を示したものです。

「少子高齢化」「人口減少」が本格化する中で、示された将来の方向性は以下の3点です。

1. 「少子化・人口減少」の流れを変える
2. これからも続く「超高齢化社会」に備える
3. 「地域の支え合い」を強める

そして、社会保障制度分野に関しては、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」という方向性がうちだされ、「勤労者皆保険」の実現に向けた課題に取り組むことを示しています。

それでは「勤労者皆保険」とは一体どのようなものなのでしょうか？

現在の社会保障制度においては、働き方や、勤め先の企業規模、業種によって、社会保険に加入するかどうか異なります。例えば、フリーランスの場合、被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の加入対象とはなりません。また、企業規模については、従業員数101人以上であるか、100人以下であるかによって、社会保険の加入要件が異なっています。

働き方の多様化が進む中、どのような働き方をしても、どのような勤め先で働いても、誰もが社会保険のセーフティネットの恩恵を受けられるような仕組みにしておくこと、そのことを「勤労者皆保険」と表現しています。

今後数年のうちには、現在は加入対象とならない短時間労働者や、フリーランスを対象とする制度への変更が行われることも想定されます。また、現在は非適用となる規模・業種の企業においても適用となる可能性もあるといえるでしょう。

これらの制度改革がなぜ行われなくてはならないのか、その背景にある経済社会情勢についても、わたしたち自身で考えていかなければならない、と感じます。

さて、パート・アルバイトの社会保険の加入条件については、2022年10月に、従業員数101人以上の企業において変更となりました。そして、この変更は、**2024年10月には、従業員数51人以上の企業へと拡大します。**今回対象となる企業においては、新たに加入対象となるパート・アルバイトへの周知、説明などを進めていく必要があります。

1年間の期間がありますので、ステップをふんで会社方針の検討、対象となる従業員への説明を行っていくことをお勧めします。

なお、参考となる従業員説明用のツールは以下リンクより取得可能です。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/guidebook/>

進め方についてお悩みの場合は、MRにてサポートさせていただきます。お気軽にお声掛けください！

MRパートナーズでは引き続きこれらの情報収集を行い、随時発信して参ります。また、社内研修の実施等も承っておりますので、お気軽にご相談ください。

## MRの部門&メンバー紹介♪

今回は、営業部（EG）のご紹介です！

### EGってどんな部署？

明るく元気いっぱいな部署です！



千葉 諒  
(ちば あきら)

大和 しおり  
(やまと しおり)

栗原 順子  
(くりはら じゅんこ)

### 編集後記

暦の上では夏も終盤を迎えましたが、暑さ残る8月下旬に社会保険労務士試験が実施されます。MRパートナーズからは複数名が受験します。もっと良いサービスを提供し、より一層お客様や社会に貢献するために、彼・彼女たちは受験勉強を頑張ってきました。来る8月27日にその集大成が試されます。ねっとWORK読者の皆様も受験生を応援してあげてくださいませ。

